

任意後見契約に関する公証人の実態調査について

○ 調査対象者

公証人（公証人法（明治41年法律第53号）第11条の規定により法務大臣に任命された者）を対象に実施

○ 報告の基準となる期間

令和7年5月及び同年6月（調査開始時直近2か月間に作成した公正証書の実績）

○ 調査実施期間

令和7年8月6日から同年9月26日まで

○ 有効回答数

482件（報告の基準となる期間に任意後見契約に関する公正証書を作成した旨の回答数436件）

(表の見方)

「延べ件数」とは、各選択肢に対して回答された件数の総和である。

(注)

例えば、Q1 本人の年齢の間の「(1) 39歳以下」に対して、
回答者Aの回答：3件、回答者Bの回答：2件、回答者Cの回答：無回答（0件）
であった場合には、回答数は2件、延べ件数は $3 + 2 = 5$ 件となる。

「割合 (%)」とは、設問ごとの回答数を分母として算出した構成比である。

問1(1) 本人の年齢

	回答数	延べ件数
全体	1,086	2,557
(1) 39歳以下	28	61
(2) 40~49歳	29	48
(3) 50~59歳	55	83
(4) 60~69歳	151	276
(5) 70~79歳	304	737
(6) 80~89歳	331	1,038
(7) 90歳以上	188	314

問1(2) 受任者の年齢

	回答数	延べ件数
全体	989	2,088
(1) 39歳以下	96	153
(2) 40～49歳	198	407
(3) 50～59歳	294	757
(4) 60～69歳	240	527
(5) 70～79歳	132	204
(6) 80～89歳	27	38
(7) 90歳以上	2	2

(注)

受任者が法人の場合には、(1)～(7)に当てはまらず回答が無いことになるため、問1(1)と回答数が異なる。

問2 受任者の立場

	回答数	延べ件数
全体	829	2,357
(1) 本人の4親等内の親族	262	1,026
うち 配偶者	56	92
親	13	39
子	288	788
兄弟姉妹	61	87
その他	142	260
(2) 本人の親族 ((1) を除く)	47	69
(3) 本人の友人・知人	99	189
(4) 専門職 (弁護士・弁護士法人・司法書士・司法書士法人・社会福祉士等)	211	495
(5) その他個人	18	35
(6) その他団体 (NPO法人・社会福祉協議会・一般社団法人等)	192	543

問3 公正証書の作成の依頼者の立場

	回答数	延べ件数
全体	818	2,444
(1) 本人	208	605
(2) 本人の4親等以内の親族	133	414
うち 配偶者	23	35
親	7	15
子	183	443
兄弟姉妹	37	54
(3) 本人の親族 ((2) を除く)	46	77
(4) 本人の友人・知人	29	42
(5) 専門職 (弁護士・弁護士法人・司法書士・司法書士法人・社会福祉士等)	295	943
(6) その他	107	363

問4 任意後見契約締結の動機

	回答数	延べ件数
全体	1,194	6,495
(1) 預貯金の管理・解約	369	2,059
(2) 保険金受取	53	317
(3) 不動産の処分	146	631
(4) 相続手続	54	271
(5) 訴訟手続等	34	212
(6) 介護保険契約	110	677
(7) 身上介護（医療契約、施設入所契約等）	355	1,958
(8) その他	73	370

問5 本人の契約意思確認の際、本人と面接できたか。

	回答数	延べ件数
全体	441	2,565
(1) 本人と面接した	409	2,444
(2) 本人と面接できなかった	32	121

(注)

(2) 「本人と面接できなかった」には、本人が未成年者であって、親権者と面接した場合が含まれている可能性がある。

問6 問5(1)の「本人と面接した」場合について、どこで面接したか。

	回答数	延べ件数
全体	542	2,397
(1) 公証役場で面接した	396	2,077
(2) 公証役場以外で面接した	146	320

問7 問5 (2) の「本人と直接面接できなかった」場合について、どのような方法で、本人の意思確認をしたか。

	回答数	延べ件数
全体	40	123
(1) 近親者から聞き取り	7	28
(2) 代理人（弁護士、司法書士等）から聞き取り	26	82
(3) 本人と電話連絡した	2	2
(4) 本人とＴＶ会議システムで話をした	0	0
(5) その他	5	11

(注)

(5) 「その他」としては、団体の職員、受任者、家庭裁判所が選任した特別代理人等から聞き取りした旨の回答があった。

問8 任意後見契約の利用形態

	回答数	延べ件数
全体	668	2,549
(1) 移行型	365	1,488
(2) 将来型	295	1,048
(3) 即効型	8	13

(注)

- (1) 「移行型」：通常の任意代理の委任契約と任意後見契約を同時に締結し、通常の任意代理の委任契約から任意後見契約に移行することを予定する形式
- (2) 「将来型」：将来、判断能力が低下した時点で任意後見の効力を発生させることを予定する形式
- (3) 「即効型」：任意後見契約の締結の直後に契約の効力を発生させることを予定する形式

問9 任意後見契約の様式

	回答数	延べ件数
全体	410	2,518
(1) 第1号様式	41	262
(2) 第2号様式	369	2,256

(注)

- (1) 「第1号様式」：代理権を行うべき事務の事項欄にチェックする方式
- (2) 「第2号様式」：自由記載方式

問10 受任者の数等

	回答数	延べ件数
全体	711	2,574
(1) 受任者が一人	390	1,767
(2) 受任者が複数	107	196
(3) 受任者が法人などの団体	214	611

問11 受任者が複数いる場合の権限の所在

	回答数	延べ件数
全体	106	354
(1) 単独代理権	99	347
(2) 共同代理権	7	7
(3) 一部のみ共同代理	0	0

問12 受任者の報酬額

	回答数	延べ件数
全体	860	2,547
(1) 報酬の条項がないもの	55	165
(2) 無償	317	1,304
(3) 月額3万円未満	234	627
(4) 月額5万円未満	130	250
(5) 月額10万円未満	59	90
(6) その他	65	111

問13 相談があったが、任意後見契約の締結に至らなかった経験の有無

	回答数	割合(%)
全体	436	100.0
(1) ある	218	50.0
(2) ない	218	50.0

問14 問13で「(1) ある」を選択した場合、締結に至らなかった理由として、どのようなものがあると思われるか。（複数選択可）

	回答数	割合(%)
全体	415	100.0
(1) 相談した結果任意後見契約が必要でないことがわかったから（遺言などの公正証書のみを作成した等）	78	18.8
(2) 公正証書作成の費用や手間が負担だったから	47	11.3
(3) 任意後見監督人の選任手続が負担だったから	36	8.7
(4) 任意後見監督人の監督が負担だったから	66	15.9
(5) 本人と受任者の意見が一致しなかったから	35	8.4
(6) 本人に任意後見契約を締結するために必要な意思能力がないと判断したから	76	18.3
(7) その他	77	18.6

問15 任意後見契約後の手続等について、どのような説明をしているか。（複数選択可）

	回答数	割合(%)
全体	1,465	100.0
(1) (本人又は受任者に対し、) 任意後見契約は、任意後見監督人が選任されないと効力が生じないこと	425	29.0
(2) (受任者に対し、) 本人の判断能力が不十分になった場合には、任意後見監督人の選任の申立てをする必要があること	413	28.2
(3) (本人又は受任者に対し、) 任意後見監督人は裁判所が選任すること	416	28.4
(4) その他	211	14.4

問16 任意後見契約を締結した後（任意後見契約書を作成した後）、代理権を追加又は削除するため、新たに任意後見契約の公正証書を作成したことがあるか。

	回答数	割合(%)
全体	436	100.0
(1) ある	13	3.0
(2) ない	423	97.0

問17 任意後見制度について、利用者がどのような点に不便や不都合を感じていると思うか。
(複数選択可)

	回答数	割合(%)
全体	1,156	100.0
(1) 公正証書を作成するために公証役場に行くのが負担に感じていると思う	53	4.6
(2) 任意後見監督人に報酬が支払われることに負担を感じていると思う	329	28.5
(3) 任意後見監督人や家庭裁判所による監督が負担を感じていると思う	206	17.8
(4) 一定の公的機関等への簡便な定期報告により監督を受けるものとするなど、監督の負担を軽減する仕組みにすべきと感じていると思う	134	11.6
(5) 判断能力が低下したときに、きちんと任意後見が開始されるか不安であると思う	64	5.5
(6) 受任者を引き受ける者を探すのが負担に感じていると思う	241	20.8
(7) 任意後見契約の締結について相談する窓口を探すのが負担に感じていると思う	82	7.1
(8) その他	47	4.1

問18 任意後見制度について、公証人として不都合を感じた点、制度を改正すべきだと感じた点の有無

	回答数	割合(%)
全体	436	100.0
(1) ある	225	51.6
(2) ない	211	48.4

問19 問18で「(1) ある」を選択した場合、どのような点か。（複数選択可）

	回答数	割合(%)
全体	357	100.0
(1) 本人や受任者に対する説明する項目が多いことに負担を感じている	96	26.9
(2) 公正証書に記載する代理権の項目が多いことや記載する条項が複雑であることに負担を感じている	111	31.1
(3) 公正証書を作成したことについて、本人と受任者以外の親族から苦情を受けることに負担を感じている	20	5.6
(4) 登記嘱託の手続に負担を感じている	22	6.2
(5) その他	108	30.3

問20 任意後見契約の公正証書を作成した際に、合わせて他の公正証書を作成したか。

	回答数	割合(%)
全体	436	100.0
(1) ある	383	87.8
(2) ない	53	12.2

問21 問20で「(1) ある」を選択した場合、作成した公正証書の種類（複数選択可）

	回答数	割合(%)
全体	762	100.0
(1) 遺言書	324	42.5
(2) 信託契約書	13	1.7
(3) 死後事務委任契約書	276	36.2
(4) 尊厳死宣言書	76	10.0
(5) その他	73	9.6